

会 議 記 録

1. 会 議 第1回酒田市障がい者差別解消支援地域協議会
2. 日 時 令和元年5月27日（月）13時30分～15時
3. 会 場 酒田市民健康センター3階 大研修室
4. 出 席 者 出席者名簿のとおり 委員15名中12名出席

5. 委嘱状の交付

6 会長の選出

- ・事務局一任となり、会長は小林和人酒田地区医師会理事に決定した。
- ・副会長は会長が指名した澤邊みさ子東北公益文科大学教授に決定した。

7. 構成員紹介

今回1回目の協議会であるので、名簿順に自己紹介を行なった。

8. 協 議 会長 議事進行

(1) 酒田市障がい者差別解消支援地域協議会の設置について（事務局説明）

(会 長)

委員の皆さんから、ご意見、ご質問を伺いたい。

(会 長)

初めに私からで、酒田市ではこのようなメンバーという説明があったが、全国的にも同様の組織が見られるのか。県内の状況で分かることがあれば伺いたい。

(事務局)

山形市ではすでに地域協議会を立ち上げている。米沢市では、今年度に差別解消の条例を策定したが、地域協議会ではなく、既存の自立支援協議会で差別解消支援について協議をしている。

(委 員)

この協議会はネットワークであるとしている。障がい者差別解消支援地域協議会の役割として、事案の共有、事例の供給、相談体制の整備、解決に資する取組の共有・分析、紛争解決の後押し、研修・啓発、個別の相談事案に対する対応とあるが、この協議会は何のくらいの頻度で行うのか。また、この協議会ではどのような判断をしていくのか。

(事務局)

協議会の開催については、例年2回ほどを予定している。今年度に限っては差別解消条例に力を入

れていきたいと考えているので、3回の開催を考えている。先ほどネットワークや個別の事案についての話があったが、実際に相談があった場合、市が窓口になるという回数が多いものだと思う。そういう場合は協議会に諮るということではなく、想定される関係機関につなぎその事案ごとに対応していく。高齢者・障がい者への虐待に関する協議会があるが、その会議では、件数、傾向、実際の事例を提示して協議をいただいている。この協議会も同様の形になるのかと思うが、構成員のメンバーがネットワークということで、日常の対応すべき事案が生じたときに相談させていただきたいと考えている。

(委員)

ネットワークという意味では、いろいろな相談をすることがあるので、それぞれの属するところに周知徹底してほしいということを理解した。また、さまざまな事例があったり、こういう施策をしたいということを共有して、必要ならば意見を言ったり、市へこういう施策をすればいいのではと提言をしたりということか。

(事務局)

委員が言われたような体制で考えている。

(会長)

共有とあるが、個別の事例に関して、協議会で共有するとなると個人情報の問題もある。本人たちに同意をとる形になるのか。

(事務局)

協議会に情報を出すときは、AさんとかBさんとかという形で考えている。個別の事案で必要な場合は、実名で環境や背景等を表示されている団体もあると思うので、個人名でのやりとりが必要な場合も出てくる。

(会長)

共有しても発信しないとあまり意味がない。共有、分析はいいが、その後の発信をどのように想定しているか。

(事務局)

虐待防止の協議会もそうであるが、特徴的な事例を紹介し解決策を報告したうえでその情報の共有とともに意見があればその場で協議を行っていく。

(委員)

協議会の設置に当たっては、地域協議会の名称及び構成員の氏名または名称について、広報やホームページ等で公表することが必要とあるが酒田市ではどのように行うか。

(事務局)

市のホームページ等で公表する予定である。

(委員)

情報共有した後の公表や発信は、もちろん個人情報保護の問題もあるが、市民の方へ障がい者差別解消についての情報等を適宜、ホームページ等を活用して発信していただきたい。

(2) 障がい者差別解消推進条例（案）について（事務局説明）

(委員)

条例の名称については、やわらかい表現の方がなじみやすいのではと思う。障がいのある人もない人も共に生きる社会づくりという名称にしていただければと思う。この差別解消の条例は前からお願いしていてようやく舞台上に上がったということで喜んでいいる。条例の素案については他市町村と比べてもできていると感じた。さらに、障がい者の雇用の条項が入っていないので付け加えてほしい。関係機関と調整しあった中での雇用、就労支援につなげていけるような条例を作してほしい。

(事務局)

条例の名称については、記載しているのは仮なので、委員の皆様からいただきました意見をもとに9月までには協議会の中での案を決めていただきたい。2点目の障がい者の雇用に関する条項を入れてほしいとのことについては、他の市町村でも条項に入れているところもあるので、検討していきたい。

(委員)

全体の感想として、差別解消の取組については、すでにやっていることが結構あると思う。それを昇華していくということが大事なことだと感じた。条例とは直接関係ないかもしれないが、国の障害の表記の仕方について、「害」という表記を変えようとしているとのことだが、情報があれば教えてほしい。次に条例のことで、前文について、他のところも見ってきたが、なぜ条例を制定するかを宣言する意味でここに規定すべきだと思う。2つ目は共生社会についてで、第1条で共生社会の記載があるが、共生社会は幅広く使われているので、定義づけが必要か検討した方がよいと思う。3点目は第2条第3号に障がいを理由とする差別の記載があるが、ここだけ句読点がなく読みにくい。次に第6条第2項で、障がい者から、現に社会的障壁を取り除く必要がある旨の意思の表明があった場合とあるが、障がい者以外の方からも含め、幅広くみたほうがよいと思う。

(事務局)

まず、国の障がいの表記についての検討についてだが、2年前に酒田市の総合計画を策定するときにそのような議論があった。国は「障害」と漢字で表記している。県市町村単位は「障がい」とひらがなで表記しているところが大部分である。国もそれに合わせようという検討が厚労省で始めたということでは聞いているがまだ変わってはいない。前文については、次回協議会でお示ししたい。文言等については、わかりやすい表記に改めたい。また、共生社会については、定義づけが必要か必要でないかについては検討したい。

(委員)

共生社会については、無理に定義づけしてほしいということではなくて、共生社会というのは、いろいろな意味で使われているので、この差別解消だけを考えないでほしい。もっと地域の中でいろいろな人が役割を果たしていくという観点からの気持ちであった。

(委員)

第2条のところで、第1号 障がい者 身体障がい、知的障がい、精神障がい・・・と記載されているが、障がい者とは、・・・と記載した方がわかりやすいのでは。

(事務局)

ご指摘のとおり今の表記がわかりにくいということであればなおしたい。なお、今回はスペースもな
くわかりづらいが、条例等の場合、ある程度決まった形式の制限があり、後ほど案が決まった段階で条
例等を審査する機関が市役所にあるので、法令担当と調整したうえで、再度調整させていただきたい。

(委員)

今の件に関してだが、第2条の障がい者、第5条の障がい者の表記で、カッコ書きで、ひとくくり
にしづらい部分がでてくる読み替えが難しいところも出てくるその辺りも気をつけていただきたい。

(委員)

第2条3号は文字が抜けているのでは。障がいを理由として、障がい者でないものと「比べて」と
か「比較して」がないと意味がわかりづらくなっている。先ほどの発言にあった合理的配慮について
だが、合理的配慮は本人のためにすることで、バリアフリーなど不特定多数の、基礎的なところを変
えていくのと個人に合わせた配慮を入れるというのは賛成である。第11条の協議会の事務のところで
で、計画の策定とあるが、この計画と何か。

(事務局)

この計画はまだ決まっていない。

(事務局)

委員の皆様からいろいろな意見を頂戴した。次回9月に条例案の検討をお願いしたいと思っているが、
それまでに、委員の皆様にも、帰られてから検討していただき、思うところがあれば、別紙で報告いただ
ければ、事務局でも作業がしやすくなるので、後日、送付させていただく。

(3) その他 (情報交換)

(委員)

差別解消を推進する条例ということで、分かりやすい、共に生きる社会づくり条例名で県の名称に合
わせた方がいいとの話だったが、どちらが酒田市としては条例として市民に周知しやすいのか。

(事務局)

一般的な流れとしては、原課の福祉課から、条例の名称案もこの協議会で意見をいただいて市の審査
会にこういった条例を議会に提案したいと出していくので、市の内部委員から話ができれば検討を加える

ことがある。最終的には市当局で上げた議案は議会で承認していただけるか議会の場で名称も検討する機会がある。皆様からいろいろな意見をいただいて、作り上げていくという流れになる。

(会 長)

今回は事務局で素案だから分かるように書いてきたということですね。

9. その他

(委 員)

差別にあたる事例について、福祉課で差別的な相談はどの程度の割合で受けているのか。

(事務局)

市の窓口の対応が良くないという相談はあったが、障がい者の差別に関する相談は5年ほどない。

(委 員)

福祉課では、市の広報とかで差別解消のための市民への周知をどの程度しているか。

(事務局)

年に1回以上は市広報で取り上げている。今年度は4月1日広報に障がい者差別解消に合わせて、山形県で作っているヘルプマークと酒田市で作っているヘルプカードと合わせて掲載している。その他に中学生向けに出前口座を行なっており、差別解消について取り上げている。

(委 員)

障がいがあるかどうかわからない。けれど、生きにくさを感じている人もいる。いろいろな相談を受けていて生活困窮自立支援ということで、障がいがあるかわからないという人はこういう場合、差別解消法ではどのように取り扱うのか。

(事務局)

実際に窓口では色々な相談がある。その中で、手帳を持っていれば公的な制度の利用とかで有利であるが、今苦労するのが、医療と結びついていない方、当然自分は障がい者という認識がない中で、周りの方は苦情がくるとか、差別を受けているというよりは、周りの人との関係性でいろいろな軋轢が生じているという相談があり、なかなか難しいことがあって、業務の中で感じているところである。

(事務局)

次回の協議会については、9月中旬を予定している。今回の条例案については、皆様からご意見をいただきたい。合わせて、地域協議会についてで、相談苦情等の事例について共有したいと考えているので簡易的な様式を準備するので、ご協力をお願いしたい。

10. 閉 会